

男女がともに参画するまちづくり

就労やまちづくりなど様々な場において、男女が社会の対等な構成員として、それぞれ責務を果たし、方針の立案や決定に参画できるまちをめざします。また、家庭生活においても男女が相互に協力し合って充実した人生を送れるまちをめざします。

1 ともにつくるまち（まちづくりにおける男女共同参画の推進）

まちづくりのあらゆる分野において、これまでの慣習にとらわれることなく施策を推進できるよう、男女がともに意欲や能力をいかせる人員配置や、政策、方針決定過程への女性の積極的な参画推進を図り、ともにつくるまちをめざします。

■重点目標■

項目	現状 (H17)	目標指標 (H22)
男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局（※1）の解消	8部局	4部局
管理職への女性登用促進	28.4%	30%以上
審議会等における女性委員比率（※2）	平均40.4%	全審議会等において50%
京丹後市女性センター（仮称）の設立	未設置	設置

平成17年4月1日現在

※1 部単位

※2 審議会委員の構成は、男女いずれか一方の数が40%以下とならないよう努める。ただし、審議会委員を「当て職」とする場合はこの限りではない。

■市民の目標■

- 男性** 配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましよう。
- 女性** まちづくりに関心を持ち、審議会等の委員などに積極的に参画しましよう。
- 敷地主** 男女共同参画計画の達成状況に関心を持ち、自ら参画しましよう。

2 ともに働くまち（職場等での男女共同参画の促進）

企業等の雇用の場において男女の均等な機会が保障され、農林漁業や自営業においても良好なパートナーシップ^{*}が確立されるよう、市民、企業等に対する啓発を推進し、ともに働くまちの実現をめざします。

■重点目標■

項目	現状 (H16)	目標指標 (H22)
家族経営協定 [†] の締結農家数	5戸	25戸

■市民の目標■

- 男性** 平等な雇用機会が妨げられることのないよう、固定概念にとらわれない男女のパートナーシップを築きましょう。セクシュアル・ハラスメントのない職場環境を守りましょう。
- 女性** 方針決定の機会や管理的職務、経営にも積極的にチャレンジし、女性の視点からのびのびと新しいビジネスチャンスを創造しましょう。
- 企業** 労働関連法の遵守と女性の能力開発、活用を進めましょう。方針決定の場や管理職・経営においても女性の登用を積極的に行いましょう。

3 ともに暮らすまち（家庭・地域社会での男女共同参画の促進）

家庭や地域において、慣習やしきたりなどのこれまでの固定的な役割分担意識を見直し、男女が支え合って家庭や地域を守つていける気運づくりに努め、ともに暮らすまちの実現をめざします。

■重点目標■

項目	現状 (H16)	目標指標 (H22)
仕事・家事の合計労働時間の男女格差（※）	48分	30分

※住民意識調査結果

就労者における職場での労働時間と家庭における労働時間（家事従事時間）の1日平均を男女別に比較した結果、女性が48分多く労働している結果となった。この格差を30分に短縮することを目標とするもの。

■市民の目標■

- 男性** パートナーとともに充実した人生を送れるよう、家族のあり方や、家事など家庭生活の役割分担について改めて見つめ直してみましょう。
- 女性** 固定観念にとらわれず、家事分担などについてパートナーと話し合いながら、就労や社会参加と家庭生活の両立をめざしましょう。

4 ともに能力を高めあうまち（女性の能力開発）

女性が職場や地域社会などで、個性や能力をいかしながら社会の一員としてより一層の責務を果していくよう、女性の職業能力や参政能力の向上をめざし、男女がともに能力を高めあって未来を拓いていくるまちづくりを進めます。

■重点目標■

項目	現状 (H17)	目標指標 (H22)
女性の就業支援講座の開催	—	年4回
女性のための進路相談会の開催	—	年4回
女性団体ネットワーク加入団体（※）	—	20団体

※平成17年度現在、女性団体ネットワーク未設置

女性団体ネットワークを確立し、ネットワーク加入団体20団体をめざすもの。

■市民の目標■

- 男性** パートナーや女性の就業、起業に対する理解を深めましょう。
- 女性** 再就職や起業にも積極的にチャレンジし、女性の能力発揮と新しい視点をいかしのびのびと新しい社会システムの創造をめざしましょう。ビジネスチャンスを創造しましょう。
- 企業** 研修機会の充実や学習・資格取得の奨励など、女性の能力向上のための機会を充実しましょう。

5 ともに人生を楽しめるまち（労働環境の整備）

男性も女性も、就業と家庭生活、趣味などを両立し、ゆとりを持って充実した毎日を送れるよう、市民や企業・事業所等に対して多様で柔軟性のある就労環境づくりについての啓発を進め、ともに人生を楽しめるまちをめざします。

■重点目標■

項目	現状 (H17)	目標指標 (H22)
育児・介護休業 [‡] 取得状況の調査把握	未実施	実施

■市民の目標■

- 男性** 働き過ぎに注意し、家庭生活や趣味の時間を増やしましょう。また、生活をとりまく様々な知識や技術の習得にチャレンジしましょう。
- 女性** 結婚・出産による退職を前提とせずに、新しい柔軟な就労条件について自ら企業に働きかけてみましょう。
- 企業** 育児・介護休業制度を積極的に活用しましょう。

*パートナーシップ：お互いを自立した存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。市民と行政のパートナーシップの他に、男女のパートナーシップ、国同士のパートナーシップなどが多いわれている。

†家族経営協定：農業経営を担っている世帯員相互間のルール（報酬や休日、経営目標等）を文書にして取り決めたもの。

‡育児・介護休業：男女ともに育児後1年まで育児休業が法律により保障されている。一定条件を満たす場合は子が1歳6ヶ月に達するまで認められる。また、労働者は申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができる。期間は通常算して93日間。